

核兵器禁止条約の発効を祝うとともに 日本政府の条約への参加を求める

2021年1月22日、歴史上初めて、核兵器を違法と定める核兵器禁止条約が発効しました。まさしく「核の時代の、終わりの始まり」であり、核兵器廃絶の取り組みは新たな段階に進んだと言えます。

核のない世界を求める世界中の人々と、二度と核兵器による被害を繰り返してはならないという被爆者たちの長年にわたる取り組みの成果である条約発効を、東京反核医師の会は心から歓迎します。

同時に私達は、核廃絶に対する日本政府の姿勢を問わなければなりません。

唯一の戦争被爆国として原爆の悲惨さを訴えながら、一方で米国の「核の傘」に依存するという矛盾を抱えた日本は、「核兵器禁止条約は核保有国と非保有国との分断を引き起こす」として、核保有国と共に条約への反対を表明し、国内外から批判を浴びています。

実際には NPT6 条「核兵器廃絶のための条約を誠実に交渉すること」に違反しているのは核保有国の側です。これら核戦力の保持に固執する国々によって、既に国際社会は分断されています。

核抑止論は、「報復を恐れない相手を止められない」「偶発的な使用の危険性」「新たな国への核拡散を止められない」「そもそも実際に核抑止が機能していることを証明できない」等、根本的な欠陥をいくつも抱えています。何より、核抑止を前提とする限り、人類は核兵器を永久に持ち続けなければなりません。

日本が今、問われているのは、世界のどちら側に立つのか、です。

核兵器のない世界の実現を目指すのか、核兵器があり続ける世界に留まるのか。

これ以上「保有国と非保有国の橋渡し」という名目で態度を曖昧にすることは許されません。

東京反核医師の会は、日本が核兵器禁止条約の批准国会議にオブザーバー参加をすること、そして条約に署名、批准し、核廃絶に向けて積極的な役割を果たすことを強く求めます。

2021年1月22日

核兵器廃絶・核戦争阻止 東京医師・歯科医師・医学者の会
(東京反核医師の会)